

## 令和3年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況

## ●基本目標 I 男女が共に築く「あわら」

- 【令和3年度の達成度】 A=かなり進んでいる (男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた)  
 B=ある程度は進んでいる (男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた)  
 C=あまり進んでいない (男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった)  
 D=全く進んでいない (事業を実施しなかった)

【達成度の根拠】 実施計画に対する実施状況の成果などを基に、できる限り客観的な数値を用いて具体的に記入してください。

## ○重点目標 1 家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し	1 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、SDGs の理念に基づき、ジェンダー平等の実現を図るため、地域、家庭、職場等における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。	市民協働課		市民への男女共同参画意識の浸透を図るため、あわら男女共同参画のつどいを開催するなど、地域への啓発に努める。 ・男女共同参画のつどい 参加人数 150人以上 ・各行政区への啓発物の配付等	・第18回あわら男女共同参画のつどい 開催日：12月12日(日) 場 所：中央公民館 参加人数：181人  ・各行政区へ地域に向けた男女共同参画推進パンフレット(県作成)の配布	A (C)	つどいでは、式典のみでなく、パネル展示、啓発物の配布などの啓発活動にも力を入れ、アンケート結果では、回答者の83%が「つどい」に参加して、男女共同参画に関心や理解が深まったと回答したため。	参加者には関心を持って式典の最後まで参加してもらえるよう、企画内容を見直す必要がある。
	2 出前講座の開催、市民の自主的な活動や男女共同参画推進市民会議の活動等を通じて、地域での男女共同参画意識の浸透を図る。	子育て支援課 (子育て支援センター)		公民館や芦原青年の家等で出前子育て支援センター等を実施する。地域住民へ広報・HP・フェイスブック等で参加を呼びかけ、地域における子育てについて男女共同参画意識の高揚に努める。 ・実施予定回数 10回以上	・実施回数 7回(12月末時点) 場所：本荘公民館 4回 (毎回、地元のボランティアによる参加無料講座を開催) 芦原青年の家 3回 参加人数 104人	C (A)	公共施設に出向く方より支援センター利用者が増加傾向にあるため。	出前子育て支援センター等を実施するより、支援センター内行事の充実を図った方が時代に適しているのかもしれない。見直しが必要である。
			市民協働課		あわら市男女共同参画推進市民会議と連携し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る。 ・こども園での出前教室の開催 2回以上	・出前教室開催 1回目 開催日：11月6日(土) 場 所：細呂木こども園	C (A)	新型コロナウイルス感染症の影響により、市内こども園で1回のみ開催

				(父親8人参加)		となったため。	の高揚を図る必要がある。
② 市民的な広がりを持った啓発活動の展開	1 男女共同参画推進団体やグループの自主的な活動を支援する。	市民協働課	あわら市男女共同参画ネットワークと連携し、各加入団体との情報の交換や各種事業の周知を図るほか、加入団体の自主的な活動の支援に努める。	あわら市男女共同参画ネットワーク加盟団体の活動紹介をつどいの際にパネル展示し、参加者等に周知した。	B (D)	加入団体紹介を作成し、各団体の活動事業周知を図った。	各加入団体の活動紹介を継続して行い、会員の増加に努める。また、加入団体の自主的な活動の支援に努める。
	2 市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を推進する。	市民協働課	福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市民への周知を行うとともに、年間を通して啓発活動を行う。 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・広報あわら6月号に「第2次あわら男女共同参画プランの重点目標」を掲載 ・市ホームページ等での周知	・市男女共同参画推進員に啓発物を配付し、職域での啓発を依頼 ・広報あわら6月号に「第2次あわら男女共同参画プランの重点目標」を掲載 ・市ホームページで6月の男女共同参画推進月間の周知	B (C)	国からの啓発物数が少量だったため、推進員一人ひとりに配付する数が少なくなり、十分に啓発できていないと感じたため。	今後も、男女共同参画月間について、市ホームページ等で周知し、市民を対象に広く啓発活動を推進していきたい。
		福祉課	毎月人権相談所を継続的に開設するほか、男女共同参画月間、人権週間などに合わせ、市ホームページ、広報紙等により相談窓口の周知に努める。 〈毎月〉 ・人権相談所の開設 毎月2回 〈6月：男女共同参画推進月間〉 ・人権教室及び人権の花運動 こども園(4園) 〈12月：人権週間〉 ・人権相談窓口の設置	・人権教室及び人権の花運動 伊井こども園、金津東こども園、細呂木こども園、妙安寺こども園 ・人権相談所の開設(毎月) 4～8月、1月実施 ・人権相談窓口(12月人権週間) 中止	B (B)	新型コロナウイルスの影響により、人権相談所を9～12月及び2～3月は中止とした。 人権の花運動、人権教室は、当初の計画通り実施することができた。	相談所開設の周知に努め、継続的な支援を行うよう努める。相談所開設場所に、人権に関するポスターや、相談日程の掲示を依頼する。
3 男女共同参画社会づくりのための情報交換・協力等を進めるための市民の交流ネットワークを築く。	市民協働課	ふくい女性財団が6月に実施するふくいきらめきフェスティバルや講座等に参加し、参加者間の情報交換等に努めるとともに、他市男女共同参画ネットワークとの研修会等を実施することにより、交流ネットワークの充実に努める。 〈ふくいきらめきフェスティバル〉 ・参加人数 15人以上 〈他市ネットワークとの交流事業〉 ・参加人数 15人以上	・ふくいきらめきフェスティバル 開催日：6月19日(土) 場 所：福井県生活学習館 参加人数：13名  ・大野市男女共同参画ネットワークとの交流 開催日：11月17日(水) 場 所：大野市生涯学習センター「学びの里めいりん」 参加人数：8名	B (C)	参加者数は目標に達しなかったが、視察交流では、活発に活動情報や意見交換ができたため。	今後も、女性財団や他市のネットワークとの交流により、情報交換を行い、今後の男女共同参画ネットワークの活動に活かしていくことが重要である。	
③ 市の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進	1 市の機関等が発行する刊行物やホームページについては、性別にとらわれない表現に努める。	政策広報課各課	市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努める。	市が発行する各種刊行物、ホームページ、Facebook、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努めた。	A (A)	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことがで	継続して性別にとらわれない表現に努めなければならない。

							きたため。	
④ 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提供	1 男女共同参画社会づくりに関する各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を市広報紙やホームページ等により広く市民に提供する。	市民協働課		前年度（R2）の施策の取組み結果、本年度（R3）の実施計画及び実施状況、達成度等の進捗状況を分かりやすく公表する。 ・HP、広報紙（6月号）等	令和2年度のあわら市男女共同参画に関する施策の取りまとめをホームページで公表し、広報紙「広報あわら」6月号でホームページ掲載を周知した。	A (A)	6月の男女共同参画月間に合わせて、ホームページおよび広報紙で広く周知できたため。	今後も、あわら市男女共同参画に関する施策及び計画について、分かりやすくまとめ公表する必要がある。

【達成度】

- A = かなり進んでいる・・・男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた
  - B = ある程度は進んでいる・・・男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた
  - C = あまり進んでいない・・・男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった
  - D = 全く進んでいない・・・事業を実施しなかった
- なお、事業を終了した場合はその旨記入「事業終了」

家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

審議会評価	意見・要望等
B	まだ新型コロナウイルスの影響が社会全体的に出ているが、新型コロナウイルスについても少しずつ対応し、実施方法を研究して取り組んでいただきたい。

<参考：令和2年度>

○審議会評価 : B ○意見・要望等 : 新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント・キャンペーン等が開催できない項目が多いため、達成度C・Dが見られる。今後は、インターネットの環境等にもよるが、ウェブによる研修等を企画していただきたい。

○重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拓	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	1 市の各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、令和6年度(2024年度)末までの早い時期に30%とする。	市民協働課 各課		各種審議会において、男女比を考慮し、委員の登用を検討する。特に、女性登用数が0の委員会については、積極的に女性を登用するよう努める。 ・女性登用率 30%以上 (目標年度 令和6年度末)	・女性登用率 30.7% (R4.1.1) 28.6% (R3.1.1) 31.4% (R2.1.1) 30.6% (H31.1.1) 29.7% (H30.1.1)	A (B)	数値目標を達成したため。	今後も、女性が0の委員会に女性を登用すること、男性女性の割合が半々になるよう啓発していきたい。
	2 審議会等への女性委員の登用状況を調査しその結果を公表する。	市民協働課		毎年1月1日現在の審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その調査結果をホームページ等でわかりやすく公表するよう努める。	審議会等への女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表した。	B (B)	毎年女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表している。	今後も、ホームページ等で分かりやすく公表する必要がある。
	3 女性職員の活躍を支援するため、研修の機会の拡大を図り、庁内プロジェクト等への女性職員の参画を進める。	総務課		福井県自治研修所が実施するパワーアップ研修などを通じて、研修機会の拡大を図るとともに、新入職員サポート制度で教育系の女性職員登用に努める。	・キャリアアップを図るためパワーアップ研修への積極的な参加を促した。(女性職員対象の研修に5人が参加) ・新規採用職員をサポートするためのメンター制度においては、メンティ(教育係)に10人中6人の女性職員を登用した。また、相談回数は、昨年度51件(対象者:24人)に対し、今年度は23件(対象者:10人)となった。	B (A)	・パワーアップ研修参加者6人減(R2年度11人) ・メンティ女性職員の登用率60.0%(6人/10人)(R2年度50.0%(9人/18人)) ・一人当たりの相談回数は、ほぼ前年度並みで推移している。	引き続き、研修への参加を促していく必要がある。
		政策広報課		Facebook 運営チームなどの庁内プロジェクトへの女性職員の登用に努める。	・Facebook 運営チーム女性職員の登用率50%(6人/12人)	A (A)	女性職員の登用率50%(6人/12人)	引き続き女性職員登用に努める必要がある。
② 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進	1 女性の登用について、企業や民間団体の理解を求めるとともに、事業者等が行う自主的な積極的改善措置を支援する。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、ポジティブ・アクション等についての情報を周知し、女性の登用促進についての理解が図られるよう努める。	・市ホームページによる周知件数1件	C (B)	市ホームページで引き続き情報を周知するのみであったため。	引き続き女性の登用促進についての理解が図れるよう啓発が必要である。

	2 農林漁業における固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、性別に関わりなく対等なパートナーとして経営に参画していくための啓発を行う。	農林水産課		<p>家族経営協定の締結などにより農業経営への女性の積極的な経営参加を呼びかける。</p> <p>・農業者が参加する会議等（認定農業者会等）での家族経営協定啓発パンフレットの配布 1回以上</p>	認定農業者会でのパンフレットの配布 1回	B (B)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、会議等の開催が見送られることが多かったため。	継続した呼びかけを行っていく。
③ 地域の方針決定過程への女性の参画の促進	1 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけるとともに、各団体や町内会において地域の女性がリーダーか役員に着くよう促す。	市民協働課		<p>福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市内において啓発を行う。</p> <p>また、あわら市男女共同参画ネットワーク及びあわら市男女共同参画推進市民会議を通じて、市内の関係団体に各種研修やセミナーを紹介することにより男女共同参画に関する学習機会の提供に努める。</p> <p>・地域活動における男女共同参画についての啓発ポスターを庁舎内に掲示する</p>	<p>・男女共同参画に関するポスター掲示 実施日：6月1日（火）～6月30日（水） 場所：あわら市役所1階・2階ロビー、食堂</p> <p>・各区長へ男女共同参画リーフレットの配付</p> <p>・男女共同参画ネットワーク及び市民会議を通じて、各種研修やセミナーの紹介を行うとともに、市民協働課窓口各種セミナー案内チラシを設置した。</p>	A (B)	男女共同参画月間に合わせ、庁内での啓発に留まらず、各区長へ啓発物を配付するなどして、広く啓発を行った。	今後も、庁内での周知、各団体への各種研修やセミナー等の紹介を通して、男女共同参画に関する学習の機会を提供する。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

審議会評価	意見・要望等
B	難しい課題であるが、庁内各課において取り組みに対する熱意に差があると感じる。全体的にもう少し本腰をいれ、取組んでいただきたい。

<参考：令和2年度>

○審議会評価 : B ○意見・要望等 : 充て職の場合、女性の登用が難しいところもあるが、引き続き女性の登用に努めていただきたい。

女性登用のための周知については、努力が見られる。

重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 学校教育等における男女平等教育の推進	1 男女平等の視点に立った、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育を促進する。	教育総務課		<p>児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動、特別活動においては、固定的な性別役割分担を行わないよう努める。</p> <p>小学校では、道徳科の学習や家庭科の学習等を通じて、男女の特性を考えたうえで助け合いながら家庭の仕事を協力することや、人種や社会的身分による差別はしないことを指導する。最近では、LGBT に対する理解教育も進めていく。</p> <p>中学校では、道徳や特別活動の授業の中で、正しい異性の理解や人格の尊重について指導するなど、男女平等の視点に立った教育を行う。</p>	<p>児童名簿、出席簿は男女混合で基本とし、学校行事や児童会、生徒会活動において、固定的な性別や役割分担を行わないようにしている。</p> <p>また、家庭科の学習では男女の区別なく家庭の仕事を協力することの大切さを指導している。</p> <p>中学校においては、道徳や特別活動を通して男女の理解や人権の尊重など男女共同参画の視点に立った教育等を行っている。</p>	A (A)	各学校において、男女共同参画の視点で教育活動に取り組んでいる。	今後も継続的に取り組むことが重要である。
	2 こども園においては、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育て男女平等意識の基礎づくりを行う。	子育て支援課 (こども園)		<p>保育教諭が園児のモデルとなる言葉がけに努め、性別にとらわれない遊びや思いやりのある心の育成・男女平等意識の基礎づくりに努めていく。</p> <p>各種行事を通して、一人ひとりの個性を尊重した関わりをし、きめ細やかな保育の推進に努めていく。</p>	<p>ままごと遊びを通して、男女の区別なく家庭における役割分担を行う体験をしている。</p> <p>また、遊びや好みなど、男女で区別することなく、自分らしさを大切にできるよう言葉がけをおこなった。</p>	A (A)	保育計画を立てるにあたり、男女共同参画の視点を盛り込み、計画通りに取り組むことができたため。	今後も継続的に取り組むことが必要である。
	3 学校運営やPTA活動等においても性別にとらわれないように留意し、男女平等の意識を高める。	教育総務課		<p>校務分掌、PTA 役員や家庭地域学校協議会委員の選出の際に、男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担にとらわれないよう留意する。</p> <p>・「家庭地域学校協議会委員」、「PTA 役員」女性委員・役員を 35%超とする</p>	<p>・「家庭地域学校協議会委員」や「PTA 役員」の女性委員や役員の割合は 33.3%であった。</p>	B (B)	各学校の PTA 委員等の女性の割合が、計画時は 35%であったが、今年度の状況は 33.3%であった。	今後も継続的に取り組むことが重要である。

② 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進	1 子どもの人格形成において、家庭生活の役割は重要なため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない養育、学習機会の提供や啓発活動を行う。	子育て支援課 (こども園)		こども園で3~5歳児の保護者を対象とした1日保育士体験を実施し、家族での子育てや養育の理解・積極的参加・協力の大切さを啓発していく。 ・参加人数 延べ30人以上	新型コロナウイルスの影響により、1日保育士体験は中止した。	D (D)	新型コロナウイルスの影響により、啓発活動が中止となったため。	コロナの流行が続く中、保育体験以外の方法で保護者が子育てについて理解を深める方法を考える。
	2 生涯学習事業の推進にあたり、関係機関との連携により、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図る。	文化学習課	拡	市民大学講座(今年度は13回開催予定)において、男女が多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った講座の充実を図る。また、男性の参加が増えるよう広報に努める。 ・男女共同参画をテーマとした講座開設(その他:健康、園芸、歴史、文学、工作(小学生対象)の講座も開設している) 〈市民大学講座〉 ・参加人数 延べ150人以上(コロナ影響あり) (内)男性参加率 50%以上	・男女共同参画をテーマとした講座開設 テーマ:『なぜかいつもうまくいく人』にはワケがある! 開催日:9月28日(火) 参加者数:17人(男3、女14)  〈市民大学講座〉 参加人数 延べ 194人 (内)男性参加率 36.0%	C (B)	目標としていた参加人数は達成できなかったが、男性参加率は達成できず、昨年度の37.3%より低い36.0%という結果であったため。	引き続き、男性の参加が増えるような広報と、男性から需要のある講座の選定に努めたい。

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

審議会評価	意見・要望等
B	全国的に、教育現場では男女共同参画が進んでいるように感じるが、家庭や地域社会では教育現場の様に進んでいないように感じる。そこを積極的に改善していただきたい。せっかく学校で男女共同参画を学習しても、児童や生徒達が家庭や地域での様子を学んでしまうとまた逆戻りになってしまう。

<参考:令和2年度>

○審議会評価 : B ○意見・要望等 : 幼い時期からの男女共同参画についての学習は、子どもの人格形成において重要である。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業については、今後の感染症の状況を見ながら、幅広く啓発し、積極的な取り組みに努めていただきたい。

●基本目標 II 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標 4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	1 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の普及・啓発に努めるとともに、市民に対し各法の趣旨や内容の周知を図る。	商工労働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、改正女性活躍推進法及び改正育児・介護休業法についての周知を図り、定着促進・普及啓発に努める。	・市ホームページによる周知件数 7件	C (A)	市ホームページで引き続き情報を周知するのみであったため。	今後も引き続き、関係機関と協力し、制度の普及啓発に努める。
	2 市内業者において、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の取組み等を広く紹介する。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、女性の登用、子育て・介護支援、労働時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の周知に努める。 ・企業訪問の実施 (1事業所)	・企業訪問の実施 実施日：10月5日(火) 企業：すててこ株式会社 広報あわら2月号に掲載 参加者数：4名	A (A)	実施計画通り、企業訪問を行い、広報で広く市民に周知が図れたため。	今後も、分かりやすく広報紙等で情報提供していく必要がある。
	3 職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止について周知・啓発に務める。	市民協働課		市ホームページ等を活用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の周知徹底に努める。 ・HPによる相談窓口の案内 ・リーフレットの設置	市ホームページに相談窓口の案内を掲載し、庁内掲示板にポスターを掲示した。また、市民協働課窓口にてリーフレットを設置した。	B (B)	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	今後も、分かりやすい情報提供に努める。
② 母性保護対策の推進	1 労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めるとともに、関係機関と連携のうえ、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	子育て支援課 (子育て世代包括支援センター)		母子手帳発行時に、全ての妊婦に対して、パンフレット等を配付し母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める。	全ての対象者に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法など母性保護に関するパンフレットを配布した。	A (A)	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	今後も、対象者への周知に努める。
③ 女性の能力開発促進のための支援	1 関係機関と連携し就業や技能取得に必要な講座を開催する。	総務課 市民協働課		ふくい女性活躍支援センターなどの関係機関が実施する各種研修会への参加を通じて、女性職員のスキルアップや能力開発に努める。	福井県自治研修所が開催する女性向けのキャリア研修及びビジネススキルアップ研修への参加。 ・参加者人数 5人 (令和2年度 11人)	A (A)	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	今後は職員の自発的な参加を促していく必要がある。



	2 市役所においては、女性の登用や職域の拡大を図るため一人ひとりの能力向上と意識改革を推進する。	総務課 市民協働課	男女共同参画の視点からの意識改革を推進するため、職員を対象とした男女共同参画に係る研修会等を開催する。 ・年1回開催	男女パートナーシップ講座「育児休業、取ってもいいですか？」を実施。 ・参加人数 156人 (令和2年度：252人) ※講座内容に基づき、対象者を絞り、再任用及び会計年度任用職員を除くGL以下とした。	A (A)	実際に育休を取得した男性職員の貴重な体験を聞き、庁内の意識改革に努めたため。	今後も研修内容を充実し、意識改革の推進に努める。
--	--	--------------	---	--	----------	--	--------------------------

職場における男女の均等な機会と待遇の確保

審議会評価	意見・要望等
A	市としては、働く現場へ出ていくのはなかなか難しいと思うが、資料の配付だけでは啓発としては弱い。企業訪問（対面）を今年度1件しているが、例えば大企業と中小零細企業を訪問し、どのような違いがあるか、なぜ中小零細企業では男女共同参画が進まないのか、或いは、なぜ中小零細企業の方が、男女共同参画が進んでいるのかを比較しても良いと思う。対面で、直で見ることにより必要な取り組みが分かるのではないか。また、つどいの場等で、企業の方に男女共同参画の取り組みを発表していただいたり、実際に働いている人の家庭の中での男女共同参画の事例発表を行うと効果的だと思う。

<参考：令和2年度>

○審議会評価 : A ○意見・要望等 : コロナ禍の中、企業訪問等が実施できたことは良かった。また、職員研修については、今後も取り組んでいただきたい。

○重点目標 5 女性の起業等に対する支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拓	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 女性のエンパ ワーメントの促 進	1 女性のエンパワーメントを 促進するため、経営管理能力 向上のための研修会や租税研 修会等を開催する。	農林水産課	新	園芸カレッジ受講生に対して、新規就 農者への補助事業等の案内を行うこと で、市内での新規就農の勧奨を行う。  ・園芸カレッジ生への就農の勧奨 1回以上	園芸カレッジ生への就農の勧奨 3回	A (A)	園芸カレッジの女性 の就農希望者に対し て、市内での就農の 勧奨を行った。	経営の継続性を考 慮した新規就農の 勧奨を行う必要が ある。
		商工労働課		ふくい産業支援センターが主催する 研修会等の周知を図るとともに、積極的 な女性の参加を促しエンパワーメント の促進に努める。  ・メール等による企業への周知件数 6回以 上	・市窓口でのチラシ設置による周 知件数2件 ・市内各公民館へセミナーに関す るチラシの掲載を依頼1件	C (B)	当初計画していた 目標の件数を達成す ることができなかつ たため。	メールマガジン、 広報、ホームペー ジ等様々な媒体を 用いて周知し、積 極的な女性の参加 を促す必要があ る。
	2 男女共同参画の視点を踏ま えたキャリア教育など、生涯 学習・能力開発を推進する。	市民協働課		福井県生活学習館が主催する「ゆー・ あいカレッジ」女性チャレンジ支援コー スの講座やセミナー等の周知を図ると ともに、積極的な女性の参加を促しエン パワーメントの促進に努める。 また、男女共同参画ネットワークによ る市議会傍聴及び市長ふれあいトーク と、県議会傍聴等を実施することによ り、女性の県政・市政に対する関心を高 める。  ・市議会・県議会傍聴人数 延べ10人以上 ・市長ふれあいトーク参加人数 15人以上	・男女共同参画ネットワークや市 民会議を通じてセミナー等の関 係情報の提供に努めた。 ・市議会傍聴人数 12月8日(水) 6人 3月8日(火) 4人 ・市長ふれあいトーク参加人数 10月18日(月) 10人	B (A)	市議会・県議会傍聴 及び市長ふれあいト ーク参加者数 延べ人数：20人 (令和2年度：延べ 23人)	引き続き、講座や セミナー等の周知 を図るとともに、 積極的な女性の参 加を促していく必 要がある。また、 ネットワークへ は、市・県議会傍 聴の参加を促し関 心を高める必要が ある。
② 女性の起業活 動への支援と情 報提供	1 女性の起業活動への支援	商工労働課		創業者に対して創業に係る費用の一 部を補助する。(スモール・ビジネス支 援事業補助金)また、関係機関が作成し たパンフレットやパネル等を活用し、女 性の起業活動についての情報提供に努 める。  ・女性創業者への新規助成件数 1件以上	・女性創業者の申請件数1件 ・市窓口でのチラシ設置1件 ・創業パネル展で女性起業家の事 例紹介ブースを設置	B (A)	女性の起業家への周 知広報は行えたが、 目標とする補助金の 助成件数を達成す ることができなかつ た。	引き続き女性の起 業に関する支援体 制の充実を図る必 要がある。

③ 関連団体が行う主体的な経済活動等への支援と情報提供	1 関連団体が行う主体的な取り組みや相互の連携等を支援するとともに、情報提供を行う。	農林水産課	県や企業等が開催する、商品開発や商談などに関するイベント等の周知を図るとともに、特産品・商品開発に関する取り組みへの支援に努める。 ・支援団体数 1団体以上	支援団体数 2団体 (女将の会、A.S.C)	A (B)	マスコミを通じて周知を図った。	引き続きイベント等の周知を図っていく必要がある。
-----------------------------	--	-------	---	---------------------------	----------	-----------------	--------------------------

女性の起業等に対する支援

審議会評価	意見・要望等
B	コロナの時代で景気が悪いといえど、継続的な支援は必要。女性が力を付けていくことも大切であるので、支援を行っていただきたい。

<参考：令和2年度>

○審議会評価 : A ○意見・要望等 : 新型コロナウイルス感染症の影響により、倒産する会社が多い中、起業すること、事業を継続することが難しい社会情勢になっている。このため、行政としては、女性の起業支援体制のさらなる充実に努めていただきたい。

○重点目標 6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 家庭・地域生活への男女共同参画の促進	1 家事・育児・介護等は、男女が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに、男女が共に参加できる教室等を開催する。	子育て支援課 (子育て支援センター)		親子交流のため、父親の参加しやすい事業を行い、積極的な参加を呼びかける。 ・土曜開放日の父親参加率 35%以上 ・父親来所の中でも父親単独の来所率 30%	・土曜開放日の保護者参加総人数 143人(父親参加人数 46人) 父親参加率 34% 父親単独来所率 26% (※12月末時点) ・子育て世代包括支援センター主催両親学級に参加し父親へのPRと支援センター施設見学会を開催 2回実施 (※12月末時点)	B (B)	・父親参加率は去年より増え成果を上げている。平日等の父親単独来所も増加傾向にはある。 ・妊婦教室(両親学級)参加をきっかけに乳児用品の無料貸し出し、施設見学を行い、支援センターへの関心につながった。	子育て世代包括支援センターと連携を図り、妊娠期からの支援センター周知を強化し、父親参加を啓発していく
		子育て支援課 (子育て世代包括支援センター)		妊婦とその家族を対象としたママパパ教室や乳幼児の家庭訪問において、父親や祖父が積極的に家事・育児に関わりを持てるよう意識の浸透を図る。 ・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率(父親数/世帯数) 80%以上	・対象者に対する啓発物の配付 ・妊婦を対象とした両親学級の父親参加率 85%(12月末時点)	A (A)	父親の参加が増加した。	今後も男女共同参画意識の浸透に努める。
	2 職場や地域への啓発を進め意識改革を促す。	市民協働課		市内7小学校・2中学校・高校や市民に男共同参画に関する「図画」「感謝状」作品を募り、男女共同参画についての啓発に努める。 また、優秀作品については、冊子の作成と配布、市内公共施設での展示、ネットワーク機関紙及びHPでの掲載をすることにより、地域における男女共同参画意識の浸透に努める。 <作品募集数> ・感謝状 1000点以上 ・図画 100点以上	・作品募集数 感謝状作品応募数 1169点 (令和2年度:1092点) 図画作品応募数 99点 (令和2年度:130点) ・優秀作品の展示 中央公民館:12/12~12/24 湯のまち公民館:1/19~2/3 ・ホームページで掲載 ・トライアングルで掲載 ・感謝状作品集の作成	A (A)	作品の募集については、県作成のパンフレットを配布し、男女共同参画についての知識を深めてもらい、目標の募集数に達するよう努めた。	今後も市内各学校等に、「感謝状」「図画」作品の募集を通して、男女共同参画についての啓発及び意識の浸透に努める。

	3 男性の職場中心の意識や地域における役割の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランス実現のための施策の推進を図る。	文化学習課 (各公民館)		公民館で実施する市民対象の各種講座において、家庭や生活における男女共同参画を促す講座を積極的に取り入れ、ワークライフ・バランス実現の推進に努める。	・細呂木公民館 ほやほや料理教室 11 回 (参加者 9 人中、男性 4 人) ・北潟公民館 魚さばき教室 1 回 (参加者 15 人中、男性 9 人) ・中央・劔岳公民館 そば打ち教室 (参加者 29 人中・男性 7 人)	B (A)	今年度、男性が参加しやすい家庭講座として企画した。	今後も、男性の参加増に向けて継続的に取り組むことが必要である。
② 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1 延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや働きながら安心して産み育てられる環境を整備するとともに、同施策の周知徹底を図る。	子育て支援課		延長保育、病児・病後児保育、放課後子どもクラブ等の多様な子育てサービスを実施し、働きながら子育てしやすい環境を作る。また、同制度の周知徹底を図る。	・ホームページ、子育てアプリ、チラシ、市広報紙により周知	B (B)	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	多様なサービスの周知を詳細に周知する必要がある。
	2 子育てに関する相談窓口の設置や情報提供の一元化を図るとともに、地域における子育てや父親の積極的な育児参加の支援を行う。	子育て支援課		子育て世代包括支援センターを中心に子育て支援センターや各こども園に相談窓口を設け、互い連携を取り、地域における子育て相談等の充実に努める。父親も育児参加ができるよう支援する。	・訪問型相談 128 件 ・電話相談 129 件 ・児童家庭支援センター連携 3 件 (12 月末時点) ・子育て世代包括支援センターとの連携で、保育カウンセラー巡回相談、発達相談、離乳食相談会を広く周知	A (A)	訪問型相談は横ばい、電話相談は増加傾向にある。相談内容は 0、1 歳児親子の利用者が多いので発達相談、離乳食相談が中心である。	専門機関との連携で、今後も多種多様な相談支援に努めていく
③ 仕事と家庭の両立支援のための職場環境の整備	1 事業所に対し長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりを推進する。	商工労働課 市民協働課		事業者に対して、関係機関が作成したパンフレットや市ホームページ等を活用し、長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりに関する情報提供等に努める。	・市役所内ポスター掲示 2 回 ・市ホームページによる周知 2 回 ・市役所内チラシ設置 2 回 ・市広報誌による周知 2 回 ・メールによる企業への周知件数 1 件	A (B)	例年以上に、ポスター掲示やチラシの引設置、広報誌への掲載で周知が図れたため。	市役所以外の施設に周知を依頼し、引き続き、年次有給休暇等各種休暇制度等についての情報提供に努める。

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

審議会評価	意見・要望等
A	若い家庭においては男女共同参画が進んでいるように感じる。その様子が年配の家庭にも影響して行くと良い。 昔と比べると、男性の家庭進出がずいぶん増えたように思う。

<参考：令和 2 年度>

○審議会評価 : A ○意見・要望等 : 家庭に対する男女共同参画は、父親の参画が浸透し、成果が見受けられるようになった。女性の活躍の視点からも、今後も幅広い年代層への積極的な啓発や周知を行い、施策の具体的な取り組みに努めていただきたい。

●基本目標 III 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり	1 幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、ドメスティック・バイオレンス、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、いじめ、虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発を行う。	子育て支援課 (こども園)		保育教諭等に係る年齢別・階層別研修の計画的な実施や園内研修を通し理解や知識の習得に努める。また、子どもには言葉で気持ちを伝える大切さを指導し、幼児期からの暴力根絶に向けた教育・啓発に努める。	年齢別の検討会は2か月に1回。 研究部会で事例検討して、気持ちを調整する力について年齢ごとに話し合ってきた。	A (A)	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	意識した細やかな観察からの関わりが必要である。言葉が出ていない乳児期については、保育教諭による気持ちの汲み取りが大切。
		市民協働課		毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、市内企業等に啓発リーフレットを配布し、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発に努める。 ・啓発リーフレットの配付	・啓発物を男女共同参画推進会議推進委員に配付し、職域での啓発に努めてもらうよう依頼 配布数：50部 ・市民協働課窓口で啓発リーフレットを設置 ・庁内にポスター掲示	C (A)	啓発物が少量だったため、十分に啓発を行えなかった。	今後も、市民に対し、広く啓発していく必要がある。
	2 関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止のための講習会を開催する。	福祉課		関係機関と連携のうえ、DV研修等や講演会への積極的な参加を促し、DV等に係る知識の習得に努めるほか、関係機関が実施する福祉懇談会等と連携することにより、地域における実態把握・情報の共有化に努める。 ・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等を随時実施	・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等実施 実施回数 0回 ・福祉懇談会（東部地区・西部地区）計2回実施	B (B)	定例会での研修実施や研修会への参加促進はできなかったが、福祉懇談会と連携しての情報の共有化は実践できたため。	研修講師の確保が困難。関係機関主催の研修への参加促進に向けた取組が必要。
② 被害者に対する相談、支援体制の充実	1 市民に対し相談窓口の周知を図るとともに、被害女性が相談しやすい環境の整備を図る。	市民協働課 子育て支援課 健康長寿課 福祉課		関係機関と連携のうえ、市民に対して相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい対応に努め、相談によっては個室で相談員が対応するよう努める。	相談件数 ・健康長寿課：4件（令和2年度：4件） ・子育て支援課・市民協働課：1件（配偶者暴力・子育て世代）（令和2年度：16件） ・市民協働課（その他）：1件	A (A)	相談については、日頃から庁舎内関係課との情報共有や公的機関（警察、消防、健康福祉センター等）、社会福祉協議会、法テラス等の関係機関とネットワーク会議等を通じて連携している。	小さな被害等の早期発見及び早期対応を行う上で、関係機関との協議や対応方法の検討等、引き続き、相談支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチの方法の検討が必要。

2 関係機関との適切な連携により、被害女性に対し効果的な支援を行う。	市民協働課	女性支援センターをはじめとする関係機関との連携により、DV研修会に参加し知識の習得や情報を得て適切な支援に努める。 ・DV研修会等への参加回数 3回以上	DV研修会等への参加回数3回 ・9月3日(金)14:30~16:30 『令和3年度配偶者からの暴力に関する「初任者研修会」』 ・3月9日(水)13:30~15:30 『配偶者からの暴力に関する「専門研修」』 ・3月中 「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修』	A (A)	研修により情報収集や知識の向上が図れた。	今後も継続して研修会で知識の習得や情報を得て、DV被害者の支援体制の充実に努める。
	福祉課 健康長寿課	関係機関や既存の虐待防止ネットワーク等と連携のうえ、被害女性に対しての効果的な支援に努める。 ・関係機関連絡会の開催	・関係機関連絡会（高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議）を12月に開催。高齢者虐待防止の取組みは、ホームページや地域包括支援センターのパンフレットの配布等、広報活動も行った。（健康長寿課） ・関係機関連絡会（障がい者総合支援協議会）の開催2回（福祉課）	A (B)	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から踏まえた上で、ネットワーク会議を実施できたことは、関係機関との顔の見える連携に繋がった。	今後も虐待件数の抑制やネットワーク会議以外のお助け会議等の協議体制の維持及び強化が重要であるため、継続して関係機関との連携を図る。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

審議会評価	意見・要望等
A	報道機関等で報道されており、社会の中で浸透してきている。相談件数は上昇しているときもあるが、みんなの意識はかなり変わってきているように思う。大事な取り組みである。

<参考：令和2年度>

○審議会評価 : A ○意見・要望等 : 新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅の機会が増えており、子どもや女性への暴力被害が増えている。

今後も積極的にDV防止等に取り組んでいただきたい。また、DVに関する勉強会について企画していただきたい。

○重点目標 8 男女が共に思いやる健康づくり

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	1 男女の生涯にわたる健康づくりを進めるため健康診査体制の充実、食生活の改善、予防対策に関する正しい知識・情報の提供を行う。	健康長寿課 市民課		保健センターや各公民館での集団健診や県内指定医療機関での個別健診を実施し、男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備する。 また、健診会場での食生活改善指導や地域や食育スタジオでの健康づくり事業を実施し食生活の改善に努める。 ・食に関する健康づくり実施日数 30回以上	・集団健診実施回数 24回/年 男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備し、実施した。  ・食に関する健康づくり実施日数 6回 コロナ感染予防のため、料理教室や試食の提供が実施できず、講話のみ実施した。	C (C)	目標達成率 20%	今後も男女ともに参加しやすい事業の実施や啓発を行う。
		健康長寿課		健康づくり運動推進事業では、男女が共に参加しやすい内容へと充実するよう、健康づくりサポーター向けに教室メニュー表を提案する。また、サポーターを中心に地区の課題に応じた家族ぐるみで健康づくりに取り組めるよう支援する。 ・活動回数 150回/年以上(コロナ影響あり)	・活動回数 70回/年 緊急事態宣言等でやむを得ず中止した地区等もあった。 実施の際には、手指の消毒や定期的な換気など感染対策を徹底しながら行った。	C (C)	目標達成率 46.7%	健康づくりサポーターより区の現状を把握し、地区に合った実施方法を検討していく必要がある。
	2 女性の乳ガン、骨粗鬆症、子宮ガンなどの予防対策や検診を実施するとともに、男性の前立腺ガンなどの早期発見を促すための意識啓発を図る。	健康長寿課		女性の乳がん・子宮頸がん検診は、保健センター等での集団検診や県内指定医療機関での個別検診を実施し、個別に受診勧奨を行う。 女性のがん受診勧奨のため、年代を絞り無料クーポンを発行する。骨粗鬆症検診や男性の前立腺がん検診市民健診の集体会場で実施する。 ・40歳以上の5大がん受診率 45%以上 (乳がん・子宮頸がん・胃がん・肺がん・大腸がん)	・40歳以上の5大がん受診率 14.54% がん検診受診券と特定健診受診券を同封し、受診の利便性を図った。また、未受診者へ封筒及びハガキ通知での勧奨を実施した。	C (C)	目標達成率 32.3%	休日の検診日を増やすなど、個人のライフスタイルに合った検診体制を検討していく必要がある。
3 妊娠から出産後までの健康診査、保健指導等の母子健康サービスの充実を図る。	子育て支援課 (子育て世代包括支援センター)		医療機関での妊産婦健診及び乳児健診や、保健センター等での乳児教室及び幼児健康診を実施するほか、乳幼児及び妊産婦への家庭訪問や個別の育児相談等を行い、母子健康サービスの充実に努める。 ・幼児健康診査受診率 98%以上	・幼児健康診査受診率 95.0% (12月末現在)	A (A)	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	今後も母子保健サービスの充実に努める。	



② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	1 学校教育において、男女が互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	教育総務課	小・中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけている。 小学校では高学年で思春期における心と体の成長を自覚すること、中学校では1年の保健体育の授業や各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	各小中学校は、発達段階に応じた教育を実施している。 保健体育では身体的な特性、道徳では健全な異性観について男女の相互理解について学習している。	A (A)	学級活動や道徳・保健体育の授業の中で実施した。	多様な教材等を使用し、継続的に実施していくことが重要である。
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	1 正しい知識でエイズを含む性感染症等の感染を予防するとともに、患者や感染者に対し理解を持つように啓発を行う。	教育総務課	〈小学校〉 5、6年生の保健体育において「病原体や環境、抵抗力、生活行動」について学習する。 〈中学校〉 中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけ、中学校1年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	【小学校】 保健体育の授業を通して感染症の知識や予防について学び、患者や感染者を理解し差別や偏見のない態度を育てる。 【中学校】 保健体育や特別活動を中心に HIV や感染症について正しい知識を学習する。	A (A)	保健体育の授業の中で実施した。	今後も児童生徒向けの教材を使用し、分かりやすく伝えていくことが重要である。

男女が共に思いやる健康づくり

審議会評価	意見・要望等
B	小さい子どもや生徒に対する取り組みは積極的にしており評価できる。一方で、一般市民の意識がまだ低いと感じるため、啓発を積極的にしていただきたい。健康のことはもう少し真剣に考える必要があると思う。

<参考：令和2年度>

○審議会評価 : B ○意見・要望等 : 新型コロナウイルス感染症の対策を講じるなど事業の実施体制を検討し、さらなる推進をお願いしたい。健康については、誰もが関心である分野であるため、生涯を通じた男女の健康づくりや課題の解決に対する支援に努めていただきたい。

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実	1 男女が共に担う介護への学習機会や情報を提供し、参画意識の高揚を図る。	健康長寿課		生活・介護支援サポーターを養成するとともに、家族介護者交流事業を実施し、男女が担う介護への学習機会の提供に努める。 ・生活・介護支援サポーター養成講座の開催（ふくし塾）	・生活・介護サポーター養成講座（ふくし塾）は中止 (R2年度：315人)	D (A)	あわら市社会福祉協議会に委託している。1月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に配慮し、急遽中止となる。	参加している年代に偏りがあるため、幅広い年代への参加を促すための広報の仕方や内容について検討が必要である。
				介護予防セミナー等の開催により、介護に関する男女共同参画意識の啓発に努める。 ・各種介護予防セミナーの開催 150回以上	・各種介護予防セミナーの開催 128回（見込み） 参加者：1,662名（見込み） (R2年度：1,760名) ・市民公開講座健幸セミナーの開催 開催予定：令和4年3月7日（月） 定員：32名を予定	B (A)	目標達成率 85.3% コロナ禍の影響で介護予防教室等が中止となる回が多かった。	1人暮らし高齢者や老々介護の増加に伴い、ニーズに合わせたセミナーの内容を検討する必要がある。
② 高齢者の社会参加の促進と就業環境の整備	1 老人センター等を利用した地域交流活動、老人クラブ活動、ボランティア活動への支援を行う。	健康長寿課		男女が共に参加する地域交流活動やボランティア活動の支援に努める。 ・介護サポーター登録者数 40人 ・活動、訪問件数 288回	(1) 生活・介護サポーター登録者数 34人(男7人:女27人) (2) 実利用者数 10名 ※(1)(2)12月末時点 (3) 利用者宅訪問件数 288回 (4) 教室等支援件数 104件 ※(3)(4)年間見込	B (B)	新型コロナウイルス感染症の影響もある中で感染症対策を講じながら、ほぼ予定通りの訪問や健康教室の活動を継続することができている。	サポーターの比率に大きな偏りがある。男性のサポーターが増えるように周知、啓発方法を検討する必要がある。
	2 シルバー人材センターの機能充実と高齢者の就業環境の整備を図る。	商工労働課		シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会の充実に努める。	・運営に対する補助金を支給 ・広報紙による周知件数 4件 ・市ホームページによる周知件数 1件 ・出張就職相談会の開催および周知件数 3回 6月16日（水） 参加者：2人 場 所：中央公民館 11月7日（日） 参加者：4人（見込） 場 所：高椋コミュニティセンター ・シルバーマッチング商談会&就職	A (B)	昨年に引き続き、各メディアで情報を提供し、出張相談会を2回開催したから。	高齢化による労働人口の減少により、定年の延長などで、新規の会員数の減少がみられる。引き続き、高齢者の就業機会の充実に努める必要がある。

				相談会 2月22日(火) 参加者：1人(見込) 場 所：高松コミュニティセンター ・福井県シニア人材活躍支援センターと連携し、高齢者の就業支援を行った。			
③ ひとり親家庭に対する施策の推進	1 ひとり親家庭が安心して暮らせる自立支援策を推進する。	子育て支援課	ひとり親に必要なサービスの紹介や給付を行い、関係機関と連携し自立支援に努める。 ・関係機関による研修回数 6回以上	・関係機関による研修回数3回	C (A)	目標としていた研修回数の半数しか取り組めなかったため。	なし

誰もが安心して暮らせる環境の整備

審議会評価	意見・要望等
B	高齢化は確実に誰もが迎えることである。高齢化に対する取り組みは積極的に進めていく必要がある。

<参考：令和2年度>

○審議会評価 : B ○意見・要望等 : 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各事業に積極的に取り組まれている。今後も幅広い年代の男女が支え合い、社会参加や生きがいつくり、支援を必要とする弱者の支援に取り組むよう努めていただきたい。

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拓	実施計画	実施状況	達成度 (R2年度)	達成度の根拠	課 題
① 防災活動における男女共同参画の推進	1 防災対策確立のための防災分野における女性の参画の拡大を図る。	総務課		嶺北消防組合消防本部と連携し、女性消防団員の加入を推進する。 現在：女性消防団員 5名 ・2名増員する	・あわら市消防団員 250名 内女性消防団員 5名	B (B)	・女性消防団員について、増員することができなかった。	引き続き女性消防団員増員のために努力する。
	2 災害対策マニュアルの作成など防災の現場における男女共同参画を推進する。	総務課		実際の避難所生活において、女性への配慮がなされた物資の備えを検討するほか、女性の視点や意見を取り入れた防災訓練の実施に努める。 ・男女共同参画の視点からの防災訓練の実施	・指定避難所の開設訓練に際して、防災士の会の女性理事の視点や意見を取り入れながらレイアウトの考案を行った。 ・あわら市防災士の会における女性理事 3名	A (A)	・あわら市防災士の会の理事 10名のうち、女性理事を3名任命。訓練や会議の場において女性の視点に立った意見を積極的に取り入れた。	・女性の視点や意見を取り入れた防災学習会の開催や、座談会形式で広く女性の聞くような防災のイベントを開催する。
② 防犯活動における男女共同参画の推進	1 防犯活動など地域活動への多様な人々の参画を促進する。	総務課		女性防犯隊員の加入を促進する。 現在：女性防犯隊員 2名 ・2名増員する 安全安心まちづくり委員会における女性委員の登用に努める。 現在：女性委員 4名（充て職） ・2名増員する	・女性防犯隊員 2名 ・安全安心まちづくり委員会における女性委員 4名	C (C)	・既存の女性防犯隊員や安全安心まちづくり委員会の女性委員の継続を行うことができたが、増員はできなかった。	引き続き女性防犯隊員増員のために努力する。
	2 地域における犯罪を防止するため、防犯パトロール等を行う。	総務課		地域安全力向上支援事業等を実施することにより、地域の危険箇所等に対する監視やパトロールを継続する。	・年末特別警戒には、女性隊員も参加した。	B (A)	・女性隊員には防犯隊活動に積極的に参加いただくことができた。	今後も引き続きパトロールを行っていく予定。

男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

審議会評価	意見・要望等
B	積極的な取り組みや啓発、PRも大事である。女性がもっと関心を持って、自分も参加しようと思えるような取り組みをしていただきたい。

<参考：令和2年度>

○審議会評価 : B ○意見・要望等 : 取り組みの難しい分野だが、防災や防犯の面でも女性の視点や意見、参画が求められる。引き続き、関係機関と連携を図り、より一層努めていただきたい。